

資料 8

佐賀市まちづくり自治基本条例逐条解説書の新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>前文</p> <p>【説明】</p> <p>前文は、この条例を制定する意義を示しています。</p> <p>また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。</p> <p><u>(第1、2段落)</u></p> <p><u>佐賀市がどのような「まち」であるのか、また、わたしたちは佐賀市を今後どうしていかなければならないかを示しています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・佐賀市は緑豊かな山々や佐賀平野、有明海といった自然に恵まれたまちです。</u> <u>・我々の祖先は、このような自然を大切にしながら、歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。</u> <u>・この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたちの使命であるといえます。</u> 	<p>前文</p> <p>【説明】</p> <p>前文は、この条例の制定の目的、理想とするまちの姿とその実現に向けたまちづくりの方向性などを示しています。</p> <p>また、前文は分かりやすく親しみがもてるような表現とするため、「です・ます」調を用いました。</p> <p><u>(第1段落)</u></p> <p><u>佐賀市の自然的特性を示しています。北は脊振山系の緑豊かな山間地、有明海にそそぐ嘉瀬川、中南部の平野部は、クリークが縦横に巡る肥沃な佐賀平野が広がり、山から海まで多様な環境を有する自然に恵まれたまちです。</u></p> <p><u>(第2段落)</u></p> <p><u>このような自然を大切にしながら、先人たちは歴史や文化をつくりあげ、幕末・維新期をはじめ、多くの人材を輩出してきました。</u></p> <p><u>この自然、歴史や文化を受け継ぎ、未来を担う子どもたちが「大好きなふるさと」として誇れるまちをつくりあげていくことは、今を生きるわたしたち</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。 <p>⇒制定する意義を具体的な表現に修正（他市参考）</p> <p>⇒(第1、2段落)を分かりやすい表現になるように段落別に説明</p>

<p>(第3段落)</p> <p>第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは、<u>年齢や性別等に関わりなく</u>、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。 <p>注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。 ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。 <p>(第4段落)</p> <p>第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示しました。</p>	<p><u>の使命であるといえます。</u></p> <p>(第3段落)</p> <p>第1、2段落を踏まえ、今を生きるわたしたちがどのようなまちにしていきたいのかを示すとともに、その実現のため、自治の主体としてのあるべき姿勢を宣言しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは、<u>年齢、性別、障がいの有無、国籍、その他の様々な違いに関わりなく</u>、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じて、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちた“さがんまち 注”をつくっていくことを目指します。 <p>注)「さがんまち」とは、佐賀の方言で「さかのまち」の意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わたしたちは、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という自治の主体として、その役割に自覚をもってまちづくりを進めます。 ・わたしたちは、安心して心豊かに生活できる笑顔と元気に満ちたまちの実現に向けて、積極的にまちづくりに参加していきます。 <p>(第4段落)</p> <p>第3段落を踏まえ、わたしたちがどのようにまちづくりに関わっていくのかを示すとともに、参加と協働によるまちづくりを進めるためにまちづくり自治基本条例を制定することを示しました。</p>	<p>⇒<u>年齢や性別等に関わりなく</u>の「等」に含まれるものを追記(検証結果参考)</p>
---	---	---

<p>・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。 ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。</p> <p>(目的) 第1条 【説明】 条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。 この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、安心して暮らし続けることができる<u>地域</u>社会を実現することを目的としています。</p> <p><u>子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するために、「自治の基本理念」と「市民等の権利並びに市民等、議会及び市長の役割及び責務」を明確にするとともに、「情報共有、市民参加及び協働」、「市政運営」、「国及び他の地方公共団体との関係等」などのまちづくりの基本事項を定めています。</u></p>	<p>・わたしたちは、市政や市民活動に関心を持ちます。 ・わたしたちは、まちづくりに関わる全ての人々との対話を通して情報を共有し、参加と協働によるまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。</p> <p>(目的) 第1条 【説明】 条例が規定している内容の概要を示し、制定の目的を明らかにするものです。 この条例は、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考えのもと、自治のまちづくりを推進し、<u>地域で助け合い、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目的としています。</u> <u>そのために、市民等の権利や、まちづくりに関わる各主体の役割と責務を明確にします。</u> <u>また、「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりの基本事項を定めるものとしています。</u></p>	<p>【委員会検証結果】 ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。</p> <p>⇒<u>地域で～</u>を追加し<u>地域</u>を削除 ⇒前段落と説明が重なるため<u>子どもから～「自治の基本理念」</u>とを削除 ⇒<u>「市民等の権利～</u>を分かりやすい表現に修正</p>
---	--	---

<p>第2条</p> <p>【説明】</p> <p>この条例で使われている用語の意味を規定しています。</p> <p>(略)</p> <p>(第2号)</p> <p>「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、老人会等の<u>地縁を基礎とする組織</u>）や<u>テーマ型（志縁型）組織</u>（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の<u>志縁を基礎とする組織</u>）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。</p> <p>(略)</p> <p>(第6号)</p> <p>「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる<u>公共の福祉を増進する</u>ための活動の総体をいいます。</p> <p>(略)</p>	<p>第2条</p> <p>【説明】</p> <p>この条例で使われている用語の意味を規定しています。</p> <p>(略)</p> <p>(第2号)</p> <p>「市民活動団体」は、地縁型組織（自治会、<u>まちづくり協議会</u>、老人会等の<u>住む土地に基づくつながり</u>で、<u>近隣の住民との間で形成される組織</u>）や志縁型組織（特定非営利活動法人、ボランティア団体等の<u>特定の目的で集まった組織</u>）など、市内で公益性のある活動を行う団体を指します。</p> <p>(略)</p> <p>(第6号)</p> <p>「まちづくり」は、市民等、議会や市長等の主体的な活動により行われる<u>地域や社会全体の共通の利益</u>のための活動の総体をいいます。</p> <p><u>建物、道路、公園の整備などのハード面だけではなく、地域の清掃活動や伝統文化を守る取り組み、まつりやイベントの開催などのソフト面での活動もまちづくりになります。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(2)市民活動団体」の逐条解説に「まちづくり協議会」を加える。 <p>⇒<u>まちづくり協議会</u>を追加 (検証結果参照)</p> <p>⇒<u>地縁を基礎とする組織</u>を 分かりやすい表現に修正</p> <p>⇒<u>志縁を基礎とする組織</u>を 分かりやすい表現に修正</p> <p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「(6)まちづくり」の定義について、逐条解説の説明を充実させる。 <p>⇒<u>公共の福祉を増進する</u>を 分かりやすい表現に修正</p> <p>⇒「まちづくり」の具体例を追加（自治基本条例リーフレット参考）</p>
--	--	---

<p>第3条</p> <p>【説明】</p> <p>この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。</p> <p>法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものであり、<u>他の条例、規則等との相互調整を図る必要があることから、訓示的、宣言的な意味として、その関係性を明らかにしたものです。</u></p>	<p>第3条</p> <p>【説明】</p> <p>この条例と他の条例、規則等との関係性について規定しています。</p> <p>法体系上は、個々の条例に優劣はありませんが、この条例が「情報共有」、「市民参加」、「協働」などのまちづくりに関する既存の制度・仕組みを取りまとめ、まちづくりのルールとして定めたものです。<u>市は、他の条例や規則等を新たに定める場合や変更する場合などには、この条例の趣旨を尊重することを定めたものです。</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。「訓示的、宣言的」等 <p>⇒説明文の一部を分かりやすい表現に修正</p>
<p>第4条</p> <p>【説明】</p> <p>自治の基本理念について規定しています。</p> <p>本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、<u>市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動することを自治の基本理念としています。</u></p>	<p>第4条</p> <p>【説明】</p> <p>自治の基本理念について規定しています。</p> <p>本市は、市民等が安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分たちで治める。」という考え方にに基づき、<u>「市民等が主体のまちづくり」を合言葉に、行動することを自治の基本理念としています。</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を分かりやすい表現に修正する。 <p>⇒<u>市民等が～関わり</u>、を「<u>市民等～合言葉に</u>」に修正 (自治基本条例リーフレット参考)</p>

<p>第5条</p> <p>【説明】</p> <p>まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。</p> <p>(第1号)</p> <p><u>市民等が主体的にまちづくりに関わり、行動するためには、情報の収集はもちろんのこと、情報の共有が前提となります。</u></p> <p>(略)</p> <p>(第3号)</p> <p>まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等が互いの役割分担のもと、協働して取り組むことが必要です。</p>	<p>第5条</p> <p>【説明】</p> <p>まちづくりの基本原則として、3つの原則を規定しています。</p> <p>(第1号)</p> <p><u>まちづくりを行う上で大切なことは、情報の収集はもちろんのこと、情報を共有することです。行政及び市民等は積極的に情報を提供し、情報を共有してまちづくりに取り組むものです。</u></p> <p><u><情報提供の具体例></u></p> <p><u>市報、インターネット（ホームページやSNS）、メディア（テレビやラジオ、新聞等）、市役所窓口や公民館、市民活動プラザなどに設置する広報誌や各種パンフレット類、市職員による出前講座や各種説明会 など</u></p> <p>(略)</p> <p>(第3号)</p> <p>まちづくりにおいては、市民等、議会、市長等が互いの役割分担のもと、協働して取り組むことが必要です。<u>お互いの得意なことを活かして連携することで、お互いの効果を高めることができます。</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明に具体例を追加し説明を充実させる。 <p>⇒ <u>市民等が～</u>を具体的な表現に修正（自治基本条例リーフレット参考）</p> <p>⇒ <u><情報提供の具体例></u>を追加（自治基本条例リーフレット参考）</p> <p>⇒ <u>お互いの得意な～</u>を追加（協働指針参考）</p>
--	--	--

<p>(略)</p> <p>第9条</p> <p>【説明】</p> <p>事業者の役割と責務について規定しています。</p> <p>事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければなりません。</p> <p>事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第9条</p> <p>【説明】</p> <p>事業者の役割と責務について規定しています。</p> <p>事業者も地域社会を構成する一員であり、特に事業活動に伴って地域社会に与える影響や企業の社会的責任が重視されてきていることを踏まえ、事業者はその役割を自覚し、地域社会への貢献に努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、<u>知識や技術など事業者の得意分野を生かしながらこれまで以上に</u>地域社会との調和を図らなければなりません。</p> <p>事業者の地域社会への貢献としては、自主的な活動のほか、地域の清掃活動や祭りへの参加・協力などの様々なことが考えられます。さらに、子どもへのまなざし運動（第25条関係）においては、事業者は、子どもを育む4つの場のひとつとして重要な役割を担っています。</p> <p><u>また、事業者のまちづくりへの参加を促すために、その地域社会からの働きかけも有効です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を充実させる。 <p>⇒説明文に具体的な表現を追加（検証結果参照）</p> <p>⇒<u>また、事業者の～</u>を追加（検証結果参照）</p>
---	--	---

<p>第12条</p> <p>【説明】</p> <p>市職員の役割と責務について規定しています。</p> <p>(第1項)</p> <p>市職員は、地方自治法に定める<u>市長の補助機関</u>としての役割を担います。</p> <p>なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。</p> <p>(第2項)</p> <p><u>市職員は、市全体の奉仕者として、また自らも市民の一人として、市民等の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</u></p> <p>(第3項)</p> <p>地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあつて、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力</p>	<p>第12条</p> <p>【説明】</p> <p>市職員の役割と責務について規定しています。</p> <p>(第1項)</p> <p>市職員は、地方自治法に定める市長の補助機関としての役割を担います。<u>市長は、市民から行政の運営を任せられていますが、市長の下で職員が企画立案や事務処理などの実務を行っています。</u></p> <p>なお、本市における市長の補助機関とは、地方自治法第161条から第175条までに規定する「副市長、会計管理者、職員、専門委員」を指します。</p> <p>(第2項)</p> <p><u>市職員は、市民とともに自治を担っているという意識をもって、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。また、自らも市民の一人として率先してまちづくりに関わっていきます。</u></p> <p>(第3項)</p> <p>地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中にあつて、高度化、複雑化する市政やまちづくりの課題に的確に対応するため、市職員には、専門知識の習得やスキルアップを図ることが求められています。そのため、常に自己研鑽に努めるとともに能力</p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の表現を工夫する。 <p>⇒<u>市長の補助機関</u>の具体的な表現を追加</p> <p>⇒市職員の役割を具体的な表現に修正</p>
---	---	---

<p>や資質の向上に努めなければなりません。</p> <p>その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。<u>そのため、本市では、「職員の一人二役運動」を推進しています。</u></p> <p>(略)</p> <p>第17条 【説明】 市民参加の推進について規定しています。</p> <p>(第1項) 「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則を踏まえ、各主体（市民等、議会、市長等）は、市民参加によるまちづくりの推進に努めなければなりません。</p> <p>(第2項) 議会と市長等は、市民等がまちづくりに参加できる<u>機会を確保するため、その環境の整備に努めなければなりません。</u> 市民参加のための環境として、市政においては、</p>	<p>や資質の向上に努めなければなりません。</p> <p>その他、市職員には地域社会の一員として、地域コミュニティ活動、ボランティア活動や子どもへのまなざし運動など市民活動への積極的な参加も求められます。<u>市民活動に参加することで得た経験や人とのつながりは、企画立案等の実務を行う上で必要とされる能力を高めることにもつながります。</u></p> <p>(略)</p> <p>第17条 【説明】 市民参加の推進について規定しています。</p> <p>(第1項) 「まちづくりの基本原則」のひとつである市民参加の原則を踏まえ、各主体（市民等、議会、市長等）は、市民参加によるまちづくりの推進に努めなければなりません。</p> <p>(第2項) 議会と市長等は、<u>市民参加によるまちづくりを推進するため、市民等が市政やまちづくりに積極的に参加できる様々な機会をつくるよう努めなければなりません。</u></p>	<p>⇒「<u>一人二役運動</u>」から<u>職員の資質向上</u>へ説明内容を変更（協働指針参考）</p> <p>⇒条文と同文のため、分かりやすい表現に修正</p>
---	--	--

<p>第18条から第21条に規定する「意見公募手続(パブリックコメント)」、「意見等の取扱い」、「審議会等」、「住民投票」のほか、意向調査(市民アンケート)、説明会、ワークショップや議会が実施する議会報告会などがあります。</p> <p>(略)</p> <p>第19条</p> <p>【説明】</p> <p>市民等からの市政に対する意見等の取扱いについて規定しています。</p> <p>市長等は、市民等からの市政に対する意見、要望、提言等に対して、<u>迅速かつ誠実に対応しなければなりません。</u>なお、本市では、佐賀市広報広聴事務取扱規程(平成17年訓令第1号)に広聴事務の実施手続を定めており、具体的には、市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています。</p> <p>(略)</p>	<p>市民参加のための環境として、市政においては、第18条から第21条に規定する「意見公募手続(パブリックコメント)」、「意見等の取扱い」、「審議会等」、「住民投票」のほか、意向調査(市民アンケート)、説明会、ワークショップや議会が実施する議会報告会などがあります。</p> <p>(略)</p> <p>第19条</p> <p>【説明】</p> <p>市民等からの市政に対する意見等の取扱いについて規定しています。</p> <p>市長等は、市民等からの市政に対する意見、要望、提言等を受けた際には、<u>真摯に受けとめ、速やかに適切な対応をしなければなりません。</u></p> <p>なお、本市では、佐賀市広報広聴事務取扱規程(平成17年訓令第1号)に広聴事務の実施手続を定めており、具体的には、市政に対する要望等に関する処理要領に基づき対応しています。</p> <p>(略)</p>	<p>⇒条文と同文のため、分かりやすい表現に修正</p>
--	--	------------------------------

<p>第23条</p> <p>【説明】</p> <p>地域コミュニティ活動について規定しています。</p> <p>(第1項)</p> <p>地域コミュニティ活動とは、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを<u>目的とした身近な地域での自主的な活動</u>を指します。</p> <p>本市では、自治会、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、<u>体育協会</u>などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。</p> <p>例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。</p> <p>(第2項)</p> <p>市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。</p> <p>本市では、地域と行政が連携し、市民等が主役と</p>	<p>第23条</p> <p>【説明】</p> <p>地域コミュニティ活動について規定しています。</p> <p>(第1項)</p> <p>地域コミュニティ活動とは、<u>地域住民が連携、協力し</u>、①身近な地域の課題を共有すること、②地域課題の解決を図ること、③当該地域の活性化を図ることを<u>通して、住みよいまちにしていこうとする活動</u>を指します。</p> <p>本市では、自治会、<u>まちづくり協議会</u>、女性や高齢者の団体、こども会、社会福祉協議会、<u>スポーツ協会</u>などにより、地域において様々な地域コミュニティ活動が行われています。</p> <p>例えば、地域活動の基本的な組織である自治会が中心となり、各種団体と連携を図りながら、環境美化、地域福祉、防犯活動など、地域の生活に密着した課題をお互いに共有し、その解決に取り組み、地域の活性化を図る活動を行っています。</p> <p>(第2項)</p> <p>市長等は、地域コミュニティ活動を尊重し、その活動が促進されるように支援し、協働によるまちづくりを進めることとしています。</p> <p>本市では、<u>おおむね小学校の校区単位を基本とし</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を充実させる。 <p>⇒地域コミュニティ活動の具体的な表現を追加</p> <p>⇒<u>まちづくり協議会</u>を追加（検証結果参照）</p> <p>⇒<u>体育協会</u>を<u>スポーツ協会</u>に修正（名称変更）</p> <p>⇒<u>まちづくり協議会</u>の説明を追加（市リーフレット参考）</p>
---	--	--

<p>なって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業による支援を行っています。</p> <p>(略)</p> <p>第24条</p> <p>【説明】</p> <p>災害等における市民の安全確保や市民相互の助け合いといった危機管理について規定しています。</p> <p>(略)</p> <p>(第2項)</p> <p>災害等への対応は、自身の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる初期消火や負傷者の救出、<u>救護、避難誘導</u>などといった地域の助け合いが不可欠であるため、<u>市民や地域コミュニティは災害等に備え、日頃から、連携に努めるものとしています。</u></p>	<p><u>て地域内で活動する様々な団体の緩やかな結びつきにより、まちづくり協議会が組織されています。</u></p> <p>地域と行政が連携し、市民等が主役となって地域課題に対応するまちづくりをより一層進めるために、地域コミュニティ推進事業<u>としてまちづくり協議会の活動を支援しています。</u></p> <p>(略)</p> <p>第24条</p> <p>【説明】</p> <p>災害等における市民の安全確保や市民相互の助け合いといった危機管理について規定しています。</p> <p>(略)</p> <p>(第2項)</p> <p>災害等への対応は、自身の安全を確保するとともに、地域住民や自主防災組織、消防団などによる<u>避難誘導や救護、</u>消火や負傷者<u>等</u>の救出などといった地域の助け合いが不可欠です。<u>災害等に備えるためにも、日頃から地域での連携に努めることが必要です。</u></p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する備えについて、逐条解説の説明を充実させる。 <p>⇒現状に合わせた表現に修正（検証結果参照）</p>
---	---	--

<p>第25条</p> <p>【説明】</p> <p>子どもへのまなざしについて規定しています。</p> <p>本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。</p>	<p>第25条</p> <p>【説明】</p> <p>子どもへのまなざしについて規定しています。</p> <p>本市では、すべての大人が、子どもの育成に関心を持ち、かつ主体的に関わる社会『子どもへのまなざし“100%”のまち』の実現を目指し、「子どもへのまなざし運動」を推進しており、佐賀市未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例（平成19年条例第38号）に掲げる子どもへのまなざし運動の理念を示しています。</p> <p><u>また、子どもへのまなざし運動は、その基盤に子どもの権利条約があります。</u></p> <p><u><児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）></u> <u>1989年の第44回国連総会で採択され、日本は1994年に批准しています。</u></p> <p><u>子どもの権利条約では、次の4つの原則を定められています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・生命、生存及び発達に対する権利</u> <u>・子どもの最善の利益</u> <u>・子どもの意見の尊重</u> <u>・差別の禁止</u> 	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約について、逐条解説の説明を充実させる。 <p>⇒「<u>子どもの権利条約</u>」を追加（検証結果参照）</p>
---	---	--

<p>第26条</p> <p>【説明】</p> <p>市の最上位計画である総合計画について規定しています。</p> <p>総合計画は、市にとって、施策を展開する基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民等と行政が<u>手を携えて</u>取り組む「まちづくりの指針」となるものです。</p> <p>(略)</p> <p>(第3項)</p> <p>各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に<u>齟齬</u>を生じないよう調和を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>第26条</p> <p>【説明】</p> <p>市の最上位計画である総合計画について規定しています。</p> <p>総合計画は、市にとって、施策を展開する基本方向を示した「行政経営の指針」であるとともに、市民等と行政が<u>協力して</u>取り組む「まちづくりの指針」となるものです。</p> <p>(略)</p> <p>(第3項)</p> <p>各行政分野における基本的な計画の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、各行政分野の基本的な計画について、相互に<u>食い違いが</u>生じないよう調和を図ります。</p> <p>(略)</p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を分かりやすく修正する。 「齟齬」等 <p>⇒<u>手を携えて</u>を<u>協力して</u>に分かりやすい表現に修正</p> <p>⇒<u>齟齬</u>を<u>食い違いが</u>に修正（検証結果参照）</p>
<p>第31条</p> <p>【説明】</p> <p>まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。</p> <p>国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、</p>	<p>第31条</p> <p>【説明】</p> <p>まちづくりには国際的な視野が必要であることについて規定しています。</p> <p>国際化する時代において、本市のまちづくりに当たっては、地球環境問題や産業振興などに関して、</p>	<p>【委員会検証結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の説明を充実させる。

<p>あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われます。</p> <p>そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。</p>	<p>あらゆる主体が国外の都市、団体等と交流・連携していくことが今後ますます重要となってくるものと思われます。</p> <p>そのため、市民等が国際的な視野を持ってまちづくりを進めることができるように、青少年育成、文化交流などの国外の姉妹都市や友好都市との国際交流等に取り組み、市民等の文化の多様性への理解を深めるよう努めます。</p> <p><u>また、在住外国人も増加していることから、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを目指します。</u></p>	<p>⇒<u>また、在住外国人も～</u>を追加（検証結果参照）</p>
--	--	--------------------------------------